

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公印省略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。
なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
R8-S-0044	防衛省予算執行支援システムの保守等役務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自: 契約締結日 至: 令和9年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）
3. 入札日時 令和8年3月5日(木) （10:45）
4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室
5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6) 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）
6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
7. 入札保証金及び契約保証金 免除
8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書作成の要否 要
10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項、情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項
11. その他
(1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
(2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
(3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
(4) 契約締結日までに令和8年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結

日は本予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする場合がある。

- (5) この一般競争に参加を希望するものは、適合条件を満たすことを証明する書類を
令和8年 2月 13日 (金) 17:15 までに提出しなければならない。
- (6) 入札に関する条件 仕様書3.5.1 a)~h)に定める本業務の実施体制並びに仕様書6.1 c) 1)~3)に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること
(提出期限：令和8年 2月 13日 (金) 17:15 必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。)
- (7) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」 (<https://www.p-portal.go.jp>) を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年 3月 3日 (火) までに、下記担当者必着分を有効とする。
- (8) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (9) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を
持参すること。
受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 中島 電話 03-3268-3111 内線20824

適合条件

1 条件

契約相手方は、次の条件を満たしていること。

- a) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（調達）の「調達における情報セキュリティ基準」適合を過去に受けた実績を持っていること。
- b) 会社全体又は業務従事者の所属する部門が I S O 2 7 0 0 1 認証（国際標準規格）を取得していること。
- c) 中央省庁等（防衛省を含む）において予算業務が含まれた情報システムに係るシステム改修や保守実績を有すること。
- d) プライマル株式会社が開発した製品である「BizForecast」を用いてシステム構築・改修作業のサービス提供実績があること。

2 提出書類

1 の条件を満たすことが客観的に示されているもの（形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示したうえで綴るものとする）。

なお、提出書類に関する問い合わせは、提出期限前日の 17 時 15 分までとする。また、提出した証明書等について、官側が説明を求めたときはこれに応じなければならない。

提出された証明書等を審査の結果、当該案件を履行できると認められた者に限り入札の対象とする。

また、提出書類については虚偽がないこととする。

3 提出部数

1 部

4 提出期限

令和 8 年 2 月 1 3 日（金） 1 7 : 1 5

仕 様 書

件 名	防衛省予算執行支援システムの 保守等役務	作成年月日	令和8年1月13日
		作成課	大臣官房会計課

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、防衛省が使用している「防衛省予算執行支援システム（以下、「本システム」という。）」の保守等役務について適用する。

1.2 用語の定義

本仕様書で用いる用語の定義は、表1による。

表1 用語の定義

用語	定義
D I I	D I Iは、Defense Information Infrastructure（防衛情報通信基盤）の略称で、防衛省・自衛隊のコンピュータ・システムなどが加入し、体系的に構築される超高速・大容量のネットワークをいい、オープン系とクローズ系に区分される。オープン系は防衛省外と接続するネットワークであり、クローズ系は防衛省外と接続しないネットワークである。
C O T S	Commercial off-The-Shelfの略語で、民生品（商用製品・市販品）のこと。
各機関等	防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部及び防衛装備庁をいう。ただし、組織名称に変更があった場合は、最新のものを適用するものとする。

1.3 引用文書等

本仕様書に引用する次の法令及び文書は、本仕様書に規定する範囲内において本仕様書の一部をなすものであり、契約時における最新版とする。なお、本仕様書と引用文書に定める事項が異なる場合は、本仕様書の内容を優先する。

1.3.1 法令規則類

- 著作権法（昭和45年法律第48号）
- 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号。（4.3.31））（以下「情報セキュリティ通達」という。）
- 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）（防装庁（事）第3号。（31.1.9））
- 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装プ武第188号。（31.1.9））

- e) デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン（2025年（令和7年）5月27日最終改定 デジタル社会推進会議幹事会決定）

1.3.2 関連文書

- a) 防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）
- b) 防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）（防運情第9248号（19.9.20））
- c) 防衛情報通信基盤データ通信網管理運用規則（自衛隊統合達第27号 平成20年3月25日）
- d) 取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（防防調第4608号。（19.4.27））
- e) 政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン（平成30年3月30日各府省情報化総括責任者（CIO）連絡会議決定）
- f) デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン 実践ガイドブック（2021年（令和3年）3月30日 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）
- g) デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン 解説書（2021年（令和3年）3月30日 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）
- h) 情報システムの整備に関する手引き（民間事業者向け）（令和3年5月 整備計画局情報通信課 整備計画局防衛計画課 防衛装備庁プロジェクト管理部事業管理官（情報・武器・車両担当）防衛装備庁調達事業部通信電気調達官付電子計算機室）

1.3.3 設計書等

- a) システム設計書
- b) 運用手順書
- c) メンテナンス手順書
- d) クライアントセットアップ手順書
- e) 防衛省予算編成支援システム令和4年度調査報告書

1.4 一般事項

契約相手方は、本業務の契約の履行に当たり、本仕様書の各要素を満足させなければならない。

1.5 関連システム

本システムと関連しているシステムは、表2のとおり。

表2 関連システム

項番	関連システム	管理省庁等
1	防衛省中央 OA ネットワーク・システム	防衛省
2	防衛情報通信基盤(DII)	
3	防衛大学校共同利用電子計算機システム（事務系）	
4	防衛医科大学校情報処理システム	
5	海幕経理システム	
6	官庁会計システム（ADAMS II）	財務省会計センター

2 防衛省予算執行支援システムの概要

2.1 調達の背景

本システムは、財務省にてスクラッチ開発されたシステムから必要な機能のみを取り出してツール化したアプリケーションを内局会計課のユーザー端末にインストールし、防衛省中央OAネットワークシステムのファイルサーバ内の共有フォルダに格納されたデータベースにアクセスすることで平成23年度から利用されており、必要の都度、システム改修・保守等を実施してきた。

しかしながら、プログラムの陳腐化や業務の非効率性が見受けられるようになったため、それらの解消や業務効率化を目的として、大幅な改修・構築を検討することとなり、令和4年度に「令和4年度防衛省予算編成支援システムの改修に向けた業務支援」役務を実施した。当該役務の成果物である調査報告書等を資として、令和5年度に「防衛省予算編成支援システムの改修及び構築、保守役務」を実施し、令和9年度末まで本システムの保守役務が実施されているところである。

さらに令和7年度には業務を効率化するためにシステム化範囲を拡大し、機能追加等に係る改修「防衛省予算執行支援システムの改修等役務」が実施されているところである。

2.2 本システムの目的及び期待する効果

本システムは、執行管理等機能による内局・各機関の執行関連業務効率化を目的としている。各機関（市ヶ谷地区所在機関以外も含む）が直接システムにアクセスし、入力できるように改修・構築したことで、業務の二重処理が解消され、各機関と内局の作業がシームレスで実施可能になり、作業時間の短縮、また、予算執行情報と各種帳簿データを連動させることで、予算管理業務のミス防止・作業時間短縮の効果を見込んでいる。

2.3 業務・システムの概要

2.3.1 業務の概要

本システムが対象とする業務の範囲は図1のとおりである。また、各業務に関する説明は表3のとおり。

図1

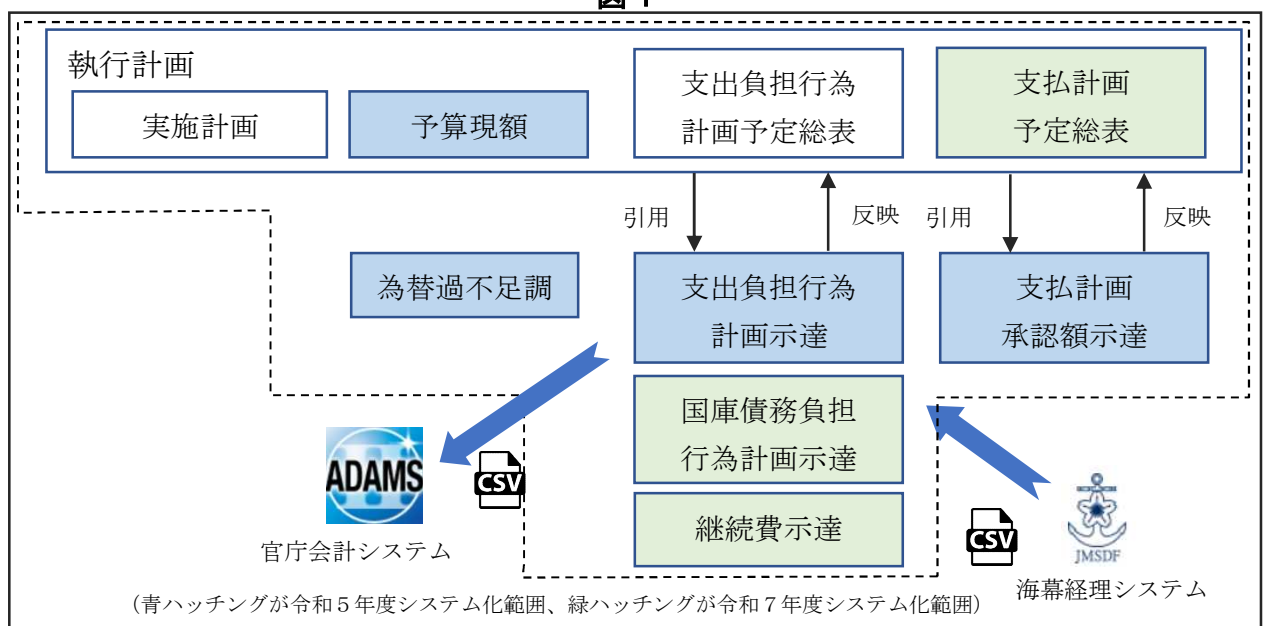


表3 業務の内容

業務内容	解説
執行計画	執行計画を作成・登録するもの。ここで登録したものは、「支出負担行為計画予定総表」、「支出負担行為計画」、「支払計画予定総表」、「支払計画」、「国庫債務負担行為」、「継続費」の基礎となる。
実施計画	支出負担行為計画示達／国庫債務負担行為計画示達／継続費示達に先立ち、特定の科目・事項について、示達の可否を伺うもの。毎四半期期首に処理を行う。また、必要に応じて随時処理を行う。
予算現額	執行計画の一部で予算現額及び他機関との移替流用を管理するもの。
支出負担行為計画予定総表	当該業務の年間・四半期ごとの示達計画を定めるもの。前年度3月（当年度4月向け）、当年度6月、9月、12月に作業する。
支出負担行為計画示達	支出負担行為担当官に対し契約権限を付与するもの。支出負担行為計画予定総表に基づき、実際に支出負担行為計画示達を行う。示達する相手方や予算の種類等により分けて実施する。毎四半期期首に大規模な示達を行う。また、必要に応じて随時示達を行う。
国庫債務負担行為計画示達	複数年度にわたる契約権限を付与するもの。毎四半期期首に大規模な示達を行う。また、必要に応じて随時示達を行う。
継続費示達	複数年度にわたる契約及び支出権限を付与するもの。毎四半期期首に大規模な示達を行う。また、必要に応じて随時示達を行う。
支払計画予定総表	当該業務の年間・四半期ごとの示達計画を定めるもの。前年度3月（当年度4月向け）、当年度6月、9月、12月に作業する。
支払計画承認額示達	支出官に対し支出権限を付与するもの。支払計画予定総表に基づき、実際に支払計画示達を行う。毎四半期期首に大規模な示達を行う。また、必要に応じて随時示達を行う。
為替過不足調	各通貨の為替レートは時々刻々と変動するため、予算成立時に想定した為替レートの値は、予算執行時と同値になるとは限らない。為替の変動による予算の過不足を定期的に調査し、把握しておくことが必要なため、システム化したもの。為替過不足の調査を行い、為替過不足調表及び為替過不足調帳票総括表を作成・管理するもの。
海幕経理システム (CSVデータ連携)	海上幕僚監部（機関側）においては、既に一部の機能をシステム化している（海幕経理システム）。そのため、海幕経理システムに入力された情報をCSVデータ出力し、本システムに取り込むことでデータ連携を図る。
官庁会計システム（ADAMS II） (CSVデータ連携)	システムに入力した情報を、ADAMS IIに取り込むためのCSVデータを作成するもの。ADAMS II側の規則に基づきデータを生成する必要がある（同一科目、複数財源の場合など留意が必要）。

2.3.2 システムの概要

a) ネットワーク構成

省OA基盤上にDBサーバ及びWEBサーバを構築し、D I Iのネットワークを活用している。

b) 仮想サーバの仕様

仕様		備考
用途	WEBサーバ	
製品名	仮想サーバ	VMware vSphere
CPU	Xeon 2GHz 相当以上	4コア
メモリ	16GB	
HD容量	使用可能容量 200GB	C : 100GB、D : 100GB
OS	Windows Server 2022 Datacenter	64bit
IPアドレス	10.4.77.10	
コンピュータ名	bfweb	

仕様		備考
用途	DBサーバ	
製品名	仮想サーバ	VMware vSphere
CPU	Xeon 2GHz 相当以上	8コア
メモリ	24GB	
HD容量	使用可能容量 1,000GB	C : 100GB、D : 900GB
OS	Windows Server 2022 Datacenter	64bit
IPアドレス	10.4.77.11	
コンピュータ名	bfdb	

c) 使用ソフトウェア

システム構築に” BiZForecast” を使用している。

2.3.3 システム規模に関する事項

a) 利用者数

本システムの利用者は全て当省職員であり、100名以下のユーザーが利用。

b) データ量

データ量は30GB（年間）を想定。

2.3.4 性能に関する事項

a) 画面遷移性能

画面遷移のレスポンス時間はおおむね5秒以内を目指すこと。

b) データベース検索性能

検索開始から、表示するまではおおむね5秒以内を目指すこと。データ量が多く表示に時間を要する場合は、処理進捗が明示的にわかる工夫をすること。

c) 最大同時接続数

最大50名が同時利用した場合でも、上記の画面遷移性能及びデータベース検索性能を満たすこと。

d) 出力性能

帳票等の出力（集計）処理において、最大5分未満とし、それ以上要する場合は、バッチ処理等で高速化をはかること。

2.3.5 信頼性に関する事項

本システムは24時間稼働であるが、定時バックアップの時間帯（毎週金・土曜日の0300～0500）は除く。

a) 目標値

- 1) システム稼働率（「年間実稼働時間」／「計画停止等を除いた年間予定稼働時間」×100）については、99%を満たすことを考慮した構成であること。なお、ここで述べる計画停止とは、「本システムによる利用者の業務が遂行できない」ことを指し、本契約の調達範囲外でサーバ障害等に起因する停止は含めないこととする。
- 2) 計画停止時間は、総稼働時間の5%以内とすること。また、課業時間を除いた時間外に設定することとする。（D I I、省O A基盤等に係るメンテナンスや障害復旧などが起因による停止時間を除く。）

b) 障害発生時等の保守対応

障害等が発生した場合、官側から連絡を受けた保守事業者はその障害等からの復旧に積極的に協力すること。また、その障害等が本システムに起因する又はその可能性が疑われ、電話・メール等による手段ではその障害等からの速やかな復旧が見込めない場合、保守事業者は障害発生時から1営業日以内の可及的速やかな日時に官側を訪問し、その速やかな復旧に努めること。

2.3.6 上位互換性に関する事項

本システムは省O A端末等から利用されているが、当該クライアント端末は随時更新が行われており、それに伴い最新O S・ブラウザに変更される可能性がある。そのため、本システムの改修に当たっては、O S・ブラウザの特定バージョンに極力依存しない様に考慮すること。また、最新O S・ブラウザへの更新に伴い、再セットアップ・追加ソフトウェア等が必要になる場合は、その想定経費、ソフトウェア等について、予め情報提供すること。

2.3.7 中立性に関する事項

特定の業者にしか使用することができない技術や製品に依存せず、他事業者を引き継ぐことが可能なシステムになるよう、採用する技術は原則として国際規格及び日本工業規格等のオープンな規格に準拠していること。また、本システムの次期更新等に円滑なデータ移行が可能となるよう、オープンな規格に基づくデータ形式（CSV データ等）による保持データの出力・提供が可能であること。

2.3.8 拡張性に関する事項

規則等の変更が発生した場合に柔軟に対応し得るような設計であること。特にシステム間連携については、将来、連携対象項目の変更があることを想定し、パラメータ等や変換テーブル等で柔軟に対応できるようにすること。

2.3.9 継続性に関する事項

障害が発生した場合、発生日を含む2営業日以内での復旧を目標としているため、令和7年度に追加する機能に係る対応についても同等以上の目標とすること。本規定にかかわらず、官側及び契約相手方が障害の重要度・緊急度が大きいと判断した場合には、契約相手方は、前記時間外であっても速やかに契約相手方の技術員を派遣し障害復旧作

業を行うものとする。ただし、受付時間が課業時間外で、部材調達等が翌日になった場合は、可能な限りの復旧に努めること。なお、地震、火災、風水害等の広域災害・激甚災害、及び電力、通信等のライフラインの機能不全により、システムの運用に支障が出た場合の業務継続については、官側と協議のうえ復旧計画の策定・対策に協力することとし、サーバ機器に起因する障害については、官側が指定する担当者と協力して対応にあたること。

2.3.10 情報セキュリティに関する事項

- a) システムの運用に不要なソフトウェア及びサービスのインストールは禁止。
- b) システムを構成するアプリケーション、ソフトウェアの脆弱性を悪用した不正を防止するため、役務履行時に脆弱性の有無を確認の上、運用上対処が必要な脆弱性は修正（セキュリティパッチ適用等）の上で納入すること。
- c) 採用・利用するソフトウェアについては、その仕様や動作に何らかの疑義や問題が発生した場合に、その開発元に対して、問い合わせや不具合対応などのサポートが適宜かつ迅速に受けられるものとする。

2.4 本役務期間

本役務の完了期限は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

2.5 業務スケジュール

本役務に関する業務のスケジュール案は、表4のとおりである。

表4 業務スケジュール

No	関係する業務名	令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		上半期	下半期				
1	システム改修・構築業務 (No.2を除く。)	↔					
2	システム改修・構築業務 (予算現額管理機能)		↔				
3	保守業務	↔					
4	システム機能改修等業務				↔		
5	No.4追加機能に関する運用支援保守業務（本役務）					↔	

2.6 関連調達案件等

本システムに関する主な調達案件名等は、表5のとおりである。

表5 関係する主な調達案件名等

No	関係する主な調達案件名	実施予定時期	事業概要
1	防衛省予算編成システムの改修及び構築、保守役務	令和5年4月～ 令和10年3月	システムの改修に伴う設計・開発を行うとともに、システム動作に必要な環境構築を実施後、引き続き保守業務を実施。
2	防衛省予算執行支援システムの改修等役務	令和7年4月～ 令和8年3月	令和5年度に実施した構築業務範囲を拡張するための改修等作業を実施。

3 本役務について

本役務に要求する作業は次による。

3.1 基本的な留意事項

契約相手方は、作業全般において次に示す事項に留意して作業を進めること。

- a) 作業の実施に当たっては、標準ガイドライン及び標準ガイドライン実務手引書を参照し対応すること。
- b) 「防衛省予算編成支援システムの改修及び構築、保守役務」及び「防衛省予算執行支援システムの改修等役務」における契約相手方（以下「関連事業者等」）と適宜情報連携を行い、必要に応じて調整を行いながら対応すること。
- c) 業務遂行に関して課題が発生した場合は、速やかに官に報告し、対応方針について協議すること。

3.2 役務の作業

3.2.1 共通事項

a) 業務実施計画書の作成

- 1) 契約相手方は、本役務を実施するに当たり、本契約締結後速やかに以下の内容を含む業務実施計画書を作成し、官側の承認を得ること。
- 2) 「業務実施計画書」には少なくとも以下の事項を含めること。
 - ①作業概要
 - ②実施体制
 - ③スケジュール及びWBS（作業工程表）
 - ④コミュニケーション管理（会議体、報告書管理等）
 - ⑤課題管理
 - ⑥情報セキュリティ対策（取扱情報における情報漏洩対策等）
 - ⑦情報資産管理標準シートの提出時期

b) 情報資産管理標準シート（契約金額内訳）他の提出

- 1) 契約相手方は、標準ガイドラインの「別紙2 情報システムの経費区分」に基づき区分された契約金額の内訳を記載した情報資産管理標準シートを契約締結後速やかに提出すること。
- 2) 契約相手方は、標準ガイドラインの「別紙3 調達仕様書に盛り込むべき情報資産管理標準シートの提出に関する作業内容」の各項に従って作成した情報資産管理標

準シートを、別途示された時期までに提出すること。情報資産管理標準シートの提出に際し、官側から別途様式が提示された場合は、その指示に従うこと。

c) 設計書等の確認

- 1) 契約相手方は、関連文書に示す「システム設計書」等に示す内容について、確認すること。
- 2) 契約相手方は、1)の結果を踏まえ、確認・調整すべき事項を防衛省と調整・協議すること。

d) 実施体制等

本役務を実施するために必要な人員について体制を整備すること。

e) 進捗状況の定期的な報告等

本役務の実施にあたり、進捗状況等について定期報告を行うこと。また、官側の求めに応じて、その都度報告を行うこと。報告の後、打ち合わせ簿を作成すること。

3.2.2 保守作業

本システム及び本システムの運用における障害を検知した場合、必要な対応作業・保守手配等を実施すること。

a) アプリケーションプログラムに関する障害対応

システム内のアプリケーション等に対し、不具合を検知・受付した際、対応を実施すること。

b) ソフトウェア製品及びハードウェアに関する障害対応

別契約「防衛省予算編成支援システムの改修及び構築、保守役務」で調達したソフトウェア製品及びプラットフォーム環境に対し、不具合を検知・受付した際、対応を実施すること。

c) 省既存環境に関する障害対応

省既存環境及びガバメントクラウド環境との連携が必要な場合、協力して対応にあたること。

d) パッチ提供

本システムを構成するソフトウェアにおいて、ソフトウェアの脆弱性対応等のため修正プログラム（以下「パッチ」という）をソフトウェアの製造元が発表した場合、契約相手方は速やかに当該製造元からパッチを入手し、官側に提供すること。

3.2.3 アプリケーション改修等作業

アプリケーション改修の実施にあたり、契約の相手方は以下の業務を行うこと。

a) 業務運用支援作業

1) 支払計画予定総表管理機能の支援

別契約「防衛省予算執行支援システムの改修等役務」で追加する支払計画予定総表管理機能の運用中に生じた諸課題や、利用者からの改善要望があった場合は支援すること。

2) 国庫債務負担行為管理機能の支援

別契約「防衛省予算執行支援システムの改修等役務」で追加する国庫債務負担行為管理機能の運用中に生じた諸課題や、利用者からの改善要望があった場合は支援すること。

3) 継続費管理機能の支援

別契約「防衛省予算執行支援システムの改修等役務」で追加する継続費管理機能の運用中に生じた諸課題や、利用者からの改善要望があった場合は支援すること。

b) システム保全作業

1) 運用保守業務

別契約「防衛省予算執行支援システムの改修等役務」で追加改修する機能に対しての保守業務を実施すること。

c) その他作業

1) システム改修を伴わない設定変更作業

本システムに対する設定変更等の軽微な作業が発生した場合は実施すること。

2) FAQの作成

本システムの利用における頻出問い合わせ等をFAQとして整理すること。

3.3 業務機能要件

対象システムの機能について、必要な機能を以下に示す。

詳細については、「防衛省予算編成支援システム令和4年度調査報告書（要件定義書等）」を確認すること。

3.3.1 支出負担行為計画管理機能

支出負担行為計画管理機能は、予算現額・示達のデータ管理を行う。（支出負担行為計画示達は、示達する相手方や予算の種類等により分けて実施する。毎四半期期首に大規模な示達を行う。また、必要に応じて随時示達を行う。）

業務フローを別図第1に示す。

3.3.2 支払計画管理機能

支払計画管理機能は、支払計画データ・変更承認要求書の作成を行う。（毎四半期期首に大規模な示達を行う。また、必要に応じて随時示達を行う。）

業務フローを別図第2に示す。

3.3.3 為替過不足調機能

為替過不足調機能は、各通貨の執行為替レートを設定し、過不足額の算出を行う。（各通貨の為替レートは時々刻々と変動するため、予算成立時に想定した為替レートの値は、予算執行時と同値になるとは限らない。そのため、為替の変動による予算の過不足を定期的に調査し、把握しておくことが必要なため、システム化したもの。）

業務フローを別図第3に示す。

3.3.4 予算現額管理機能

予算現額管理機能は、当該年度の予算を管理すると同時に他機関との移替流用を管理する。

業務フローを別図第4に示す。

3.3.5 支払計画予定総表管理機能

支払計画予定総表のデータを管理する機能。

業務フローを別図第5に示す。

3.3.6 国庫債務負担行為管理機能

国庫債務負担行為管理機能は、国庫債務負担行為計画示達及び国庫債務予算現額のデータ管理を行う（国庫債務負担行為計画示達とは、複数年度にわたる契約権限を付与するもの。毎四半期期首に大規模な示達を行う。必要に応じて随時示達を行う）。

業務フローを別図第6に示す。

3.3.7 継続費管理機能

継続費管理機能は、継続費の示達及び現額に係るデータを管理する機能（継続費示達とは、複数年度にわたる契約及び支出権限を付与するもの。毎四半期期首に大規模な示達を行う。必要に応じて随時示達を行う。）。

業務フローを別図第7に示す。

3.3.8 タンキングデータ作成

システムに入力した情報を、ADAMS IIに取り込むためのCSVデータを作成するもの。ADAMS II側の規則に基づきデータを生成する必要がある。（同一科目、複数財源の場合など留意が必要）全て最新のCSVデータの形式に合わせる。

3.4 非機能要件

以下は、COTSで実現困難な場合は除外するが、契約相手側は事前に官側に説明すること。

- a) 既存構築部分と同じインターフェースとすること。ただし、官側に確認の上、同一とみなしても業務上支障の無いことが認められた場合は異なるインターフェースも可能とする。
- b) 画面がメニュー構成のどこから遷移しているかを明示化すること。
- c) ボタン等の機能は画面上部に配置し、縦スクロールでも表示できる様に配慮。
- d) 検索一覧画面等でデータ表示件数が多い場合、ページ表示制御を入れる等、過負荷を回避する機能を設けること。

4 提出書類等

4.1 提出書類及び提出時期等

- a) 本役務の提出書類及び提出時期等は表6のとおりとする。
- b) 提出書類は電磁的記録媒体（DVD-R等）により作成し提出すること。また、電磁的記録媒体はウイルスチェック等を実施した上で、追記不可の処置を施し提出するものとする。
- c) 電磁的記録媒体による提出について、ファイル形式は、官側で採用している読み書き可能な形式（Microsoft Word、Excel 又は PowerPoint）に合わせる。これ以外の形式を利用する場合は、官側と相談すること。
なお、専門用語には必ず説明を付すこと。

- d) 提出後、防衛省において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて提出すること。
- e) 提出書類の作成に当たって、特別なツールを使用する必要がある場合は、事前に防衛省の承認を得ること。

表 6 提出書類及び提出時期等

No	提出書類	提出時期	提出媒体
1	役務従事者名簿	当初要員については契約後速やかに。 変更が必要となる場合はその都度速やかに。	DVD-R 等
2	情報資産管理標準シート	契約金額内訳については契約締結後速やかに。 各工程の実施要領等で定める時期までに。	DVD-R 等
3	業務実施計画書	契約後速やかに	DVD-R 等
4	運用手順書	運用開始前及び更新の都度	DVD-R 等
5	メンテナンス手順書	運用開始前及び更新の都度	DVD-R 等

※表 6 に記載が無い文書についても、必要な書類があれば作成すること。

4.2 提出場所等

防衛省大臣官房会計課（東京都新宿区市谷本村町 5-1）

なお、詳細については、別途当省担当職員の指示に従うこと。

5 作業の実施体制・方法等

5.1 作業実施体制

作業実施体制は、次による。

- a) 本業務を円滑に推進するためのプロジェクト管理体制を含めた作業体制について検討し、業務開始後、業務実施計画書に定め提出すること。
- b) 本業務を管理する業務実施責任者を定めること。
- c) 本業務の契約相手方は、「5.1 作業実施体制」、「5.2 契約相手方の条件」及び「5.3 要員等に求める資格等の要件」を満たすことを証明する資料を入札前に提出すること。提出に係る細部は入札説明書による。

5.2 契約相手方の条件

契約相手方は、本事業の実施に当たって次の条件を満たしていること。

- a) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）の「調達における情報セキュリティ基準」適合を過去に受けた実績を持っていること。
- b) 会社全体又は業務従事者の所属する部門が ISO 27001 認証（国際基準規格）を取得していること。

- c) 中央省庁等（防衛省を含む）において予算業務が含まれた情報システムに係るシステム改修や保守実績を有すること。
- d) プライマル株式会社が開発した製品である「BizForecast」を用いてシステム構築・改修作業のサービス提供実績があること。

5.3 要員等に求める資格等の要件

5.3.1 業務従事者に求める資格等の要件

各業務従事者は、本役務を実施するにあたり、次の事項を満たすものとする。

- a) 契約の履行に必要な業務に従事する者、かつ、履行中に知り得た情報の保全を確実に行うことができる者（以下「業務従事者」という。）を確保するとともに、履行に際して業務実施責任者及び業務従事者を定めること。また、日本国籍を有していること。
- b) 業務実施責任者は、会計パッケージ導入、情報システムの基盤及びアプリケーションの開発、構築に係る業務分析、要件定義、設計、開発、運用、プロジェクト管理、技術支援等の情報処理業務において、プロジェクトマネージャとして5年以上の実務経験を有すること。
- c) 本役務の業務従事者（業務実施責任者を含む。）には、中央省庁の情報システムにおいて、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」に基づく設計・開発に係る技術支援、プロジェクト管理支援、要件定義、調達支援等いずれかを実施した経験を有すること。
- d) 本システム、防衛省中央OAネットワーク・システム、D I I、防衛省の情報セキュリティ等に関して、十分に把握、理解すること。
- e) 本役務に関わる業務従事者が、上記 c) 及び d) に掲げるもののほか、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- f) 上記 e) の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。
- g) 下請業者へ一部業務委託する場合は、委託させる業務の内容に応じて、上記 a) から f) までを満たしていること。
- h) 契約相手方（COTS 製品を用いる場合はその開発元を含む。）は情報セキュリティ管理体制について ISO27001 認証を取得していること。

5.3.2 業務実施責任者の選任・業務従事者の管理等

a) 業務実施責任者の選任

契約相手方は、役務期間を通じて次に掲げる作業に従事させる業務実施責任者1名以上を選任するものとする。なお、契約期間満了前にやむを得ない事情で変更する場合も同様とする。

- 1) 本役務の業務全般の統括
- 2) 各種提出書類の提出
- 3) 業務従事者に対する監督及び指導

- 4) 本役務に関する官側との連絡及び調整
 - 5) 本役務に関する官側からの要望への対応
 - 6) 進捗管理
 - 7) その他官側の指示に基づく作業
- b) 業務従事者名簿の提出
- 契約相手方は、本役務に従事する業務従事者の名簿を作成し、官側の確認を受けるものとする。
- c) 業務従事者の交代
- 1) 官側は、本役務を実施する上で、業務従事者の技術レベル、資質及び態度等が本役務を遂行するうえで不適正と認められる場合、当該不適正事項を契約相手方に提示した上で、業務従事者の交代を要求することができる。
 - 2) 契約相手方は、前号 1) の官側の要求に対しては、業務従事者の交代等により速やかに対応すること。
 - 3) 契約相手方は、業務従事者が事故、病気、公共交通の遅延等により勤務できない状況である場合は、当該業務従事者と同等の技術レベルを有した業務従事者に交代することにより速やかに対応すること。
- d) 業務従事者の管理
- 業務実施責任者は、一般業務従事者の技術レベルを管理し、業務従事者の技術レベルを維持又は向上すること。
- e) 業務従事者の変更の届出
- 契約相手方は、業務従事者に異動、退職、長期休暇等が生じ、業務従事者の追加、変更等が必要となった場合は、十分な時間的余裕をもって官側に報告し、承認を得るものとする。

5.4 その他

- a) 本件の履行にあたりシステムの動作等の検証に必要な環境は、契約相手方の負担により整備すること。
- b) 契約相手方は、本契約の履行によって直接又は間接を問わず、知り得た事項の管理に万全を期すとともに、それらの外部への利用、公表などを防衛省の許可なく行ってはならない。
- c) 本役務の実施にあたり、契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、契約物（寄託品を含む。）について、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行うものとする。

6 情報保全等

6.1 秘密保全

契約相手方は、本業務の契約の履行に当たっては、次の事項について遵守すること。

- a) 官房長等又はその指定した者が定める立入禁止の掲示がある場所及び部隊等の長が定める立ち入制限場所等（以下「立入禁止場所等」という。）へ立ち入る技術員等は、当該立入禁止場所等への立入手続等に関する達又は、官房長等又はその指定した者が定める手続きに従い、立ち入りを許可された者でなければならない。
- b) 立入禁止場所等において保守作業等を実施する場合は、前項の手続きの他に作業の2週間前までに許可を得ること。
- c) 契約相手方は、本業務の実施に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて）、適切に管理するものとし、その効力はこの契約終了後も継続するものとする。保護すべき情報また、保護すべき情報等は省内実施場所でのみ取り扱うものとし、役務事務所へ持ち出す場合は必要な措置、手続きを講ずるものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知するものとする。
- 1) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制
 - 2) 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
 - 3) 官側が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行うものを含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制
- d) 保護すべき情報については、表7のとおりとする。

表7 保護すべき情報

No.	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項
1	ネットワーク・システム情報	IPアドレス、設計図、システム構成図、ネットワーク構成図及びアカウント情報（ID・PW等）	○設計等段階における検討中資料においても、保護すべき情報が類推される場合は保護の対象とする。
2	各種ファイルデータ	ファイルサーバデータ、各端末類のローカルデータ及びセキュリティバックアップログ	○官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推できる場合は保護の対象とする。
3	セキュリティ仕様	ファイアウォール設定値、	

No.	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項
		セキュリティパッチ適用状況 及び管理者パスワード	
4	「注意」、「記入後注意」、 「部内限り」、「非開示」、 「一部開示」、「一部非開 示」が記載された情報	-	

- e) 契約相手方は、情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）別添「情報システムの調達におけるサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項」に基づき、サプライチェーン・リスク対応を実施すること。
- f) 上項 a) から e) のほか、防衛省は、契約相手方に対し、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要な範囲で、秘密を適正に取り扱うための措置を採るべきことを指示することができるものとする。
- g) 契約相手方は、本業務の契約の履行に必要であると防衛省が承認した場合を除き、情報を役務事務所以外の省外に持ち出してはならない。
- h) 契約相手方は、本業務の契約の履行に必要であると防衛省が承認した場合を除き、外部から省内実施場所へデータを持ち込んではいない。
- i) 本役務の実施において情報セキュリティが侵害され、又はその恐れがある場合には、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を防衛省に報告すること。
- j) 本役務の実施における情報セキュリティ対策の履行状況について、防衛省から実績の報告を求めた場合には、速やかに提出すること。
- k) 本役務の実施において、契約相手方における情報セキュリティ対策の履行が不十分であると認められる場合には、契約相手方は防衛省の求めに応じ、協議を行い、必要な対策を講じること。

6.2 個人情報保護

- a) 契約相手方は、防衛省から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。また、当該個人情報については、本業務以外の目的のために利用してはならない。
- b) 上項 a) に関する情報については、6.1 に準じて適切に取り扱うものとする。

7 再委託

再委託は、次による。

- a) 契約相手方は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- b) 契約相手方は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、再委託先の事業者名、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理

の方法（以下「再委託先名等」という。）について記載した文書を提出し、防衛省の承認を受けなければならない。

- c) 契約相手方は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先名等を明らかにした上で、防衛省の承認を受けなければならない。
- d) 契約相手方は、上項 b) 又は c) により再委託を行う場合には、契約相手方が防衛省に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し 5.3.1 に掲げる事項について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取しなければならない。
- e) 上項 b) 又は c) に基づき再委託先の事業者に義務を実施させる場合は、全て契約相手方の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、契約相手方の責に帰すべき事由とみなして契約相手方が責任を負うものとする。
- f) 契約相手方は、本業務の契約の履行に当たり、第三者を従事させる必要がある場合は、情報システムの調達におけるサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項に基づき必要な手続きを実施する。

8 資料の貸与

資料の貸与は、次による。

- a) 契約相手方は、表 8 に示す貸付品及び防衛省が本役務の履行に必要と認めた資料の貸与を無償で受けることができる。
- b) 契約相手方は、紛失等の事故が無いよう善良なる管理者の注意をもってこれを取扱うこととし、法令及び関連規則等に従い、防衛省が指定する条件を遵守すること。
- c) 契約相手方は、本役務期間満了までに、防衛省から貸与された資料を返却すること。

表 8 貸付品

No.	貸付品名	数量	秘区分	貸付期限	貸付（返納） 場所
1	防衛省予算編成支援システム 令和 4 年度調査報告書	1 式	なし	契約締結後 ～	大臣官房 会計課
2	ADAMS II（操作事例資料）	1 式	なし	役務期間満了日	

9 官側の支援

契約相手方は、本契約の履行に当たって必要な場合には、契約担当官等を通じて、防衛省が認めた範囲内において、次に示す官側の支援を無償で受けることができる。

- a) 防衛省の保有する器材
- b) 防衛省内の回線

10 検査

検査は、本仕様書に基づき支出負担行為担当官補助者が実施するものとする。

11 その他特記事項

その他特記事項は、次による。

11.1 立入手続等

各機関等の長が定めた立入禁止場所等に立ち入る場合は、各機関等の立入手続に従い手続を実施するものとする。

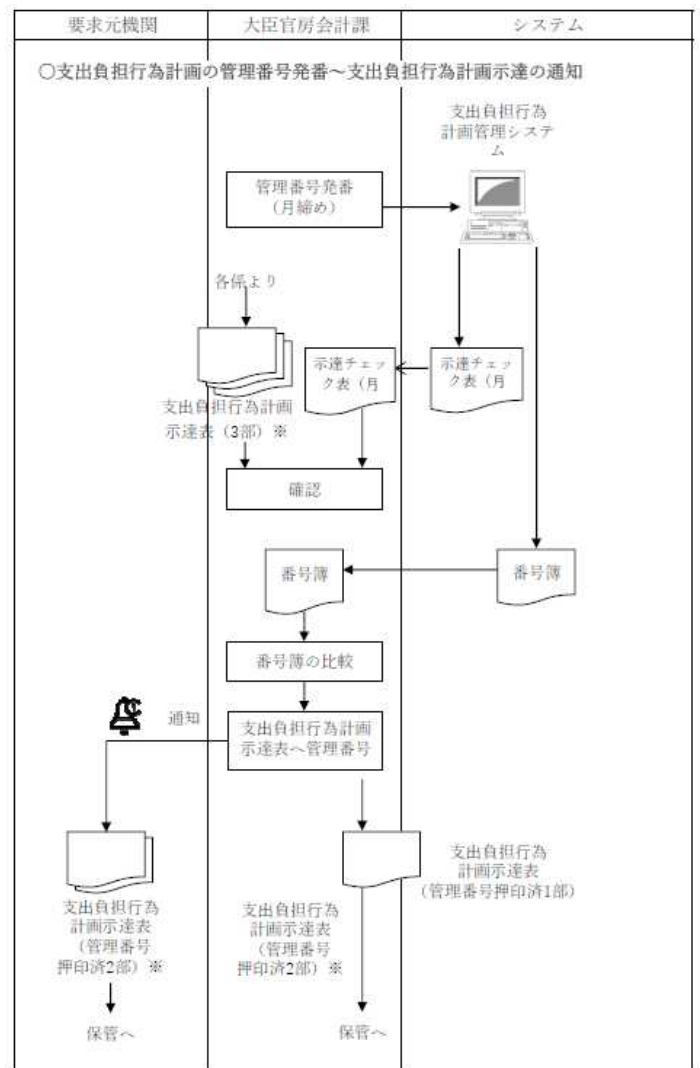
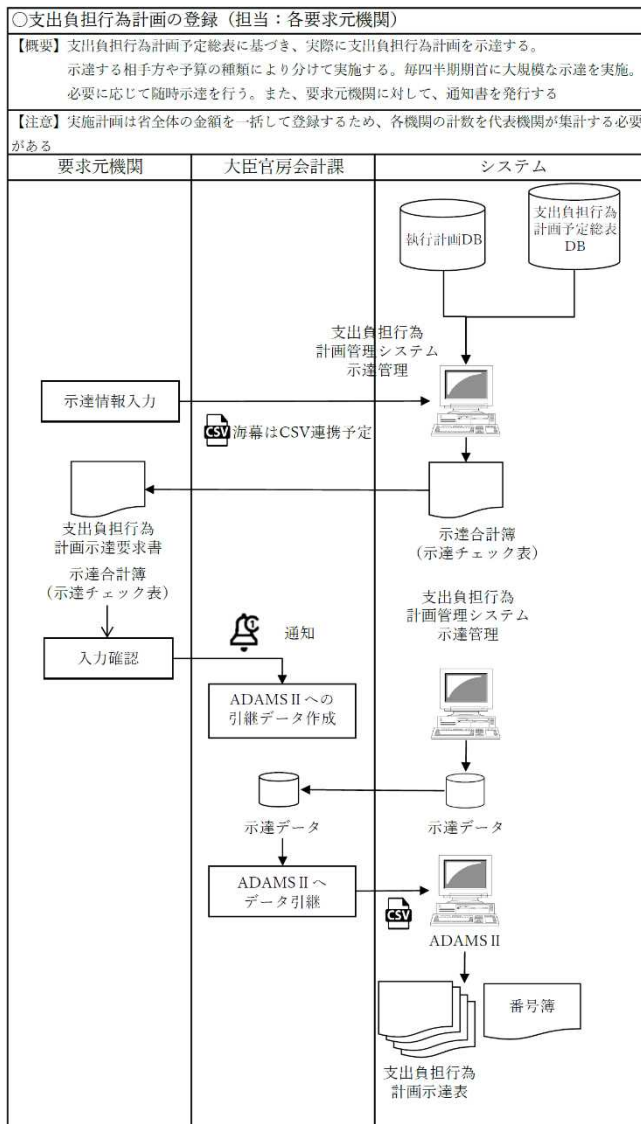
11.2 仕様書の疑義

契約相手方は、本仕様書に疑義が生じた場合には、速やかに官側と協議するものとする。

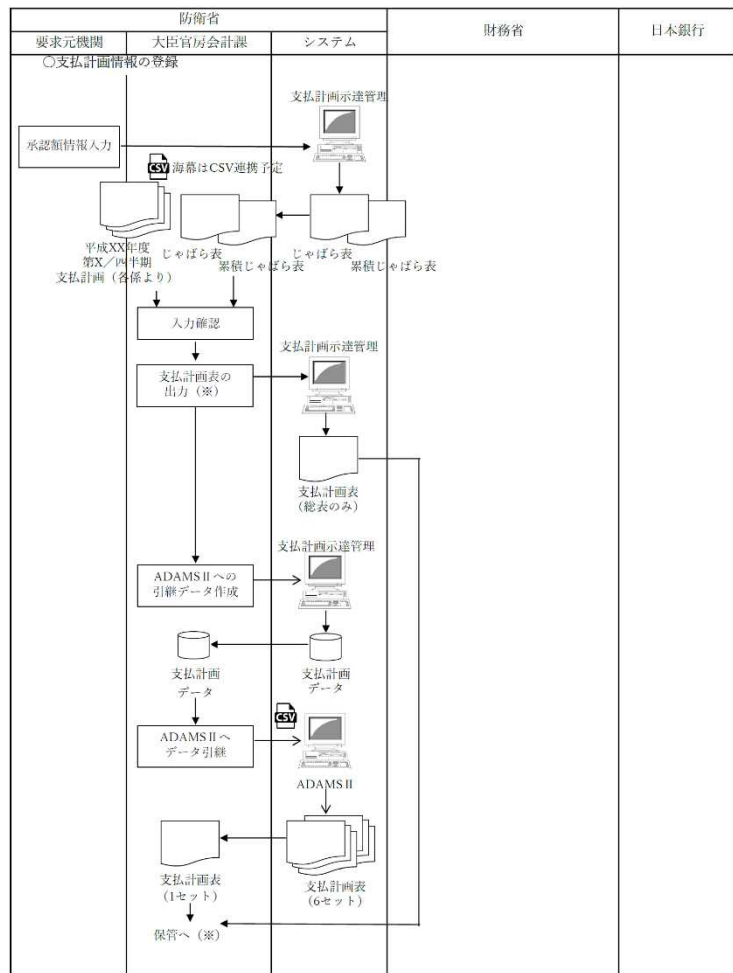
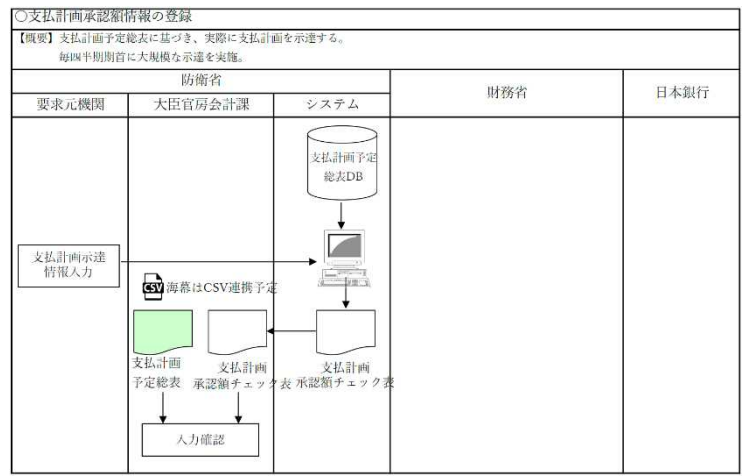
11.3 その他

- a) 契約相手方は、作業実施に当たり官側の指示に従うとともに、細部にわたり官側と密接な連絡を保ち、作業が良好かつ適切に実施できるよう努めること。
- b) 契約相手方は、技術的に当然実施すべき事項については、官と協議して実施すること。
- c) 契約履行中に契約を解除した場合、又は、契約履行終了後、引き続き官側と契約を締結しなかった場合には、契約相手方は蓄積された情報を電子媒体（CD-R等）で速やかに官側に提出し、契約相手方においては、当該データを確実に消去し一切保有しないものとする。

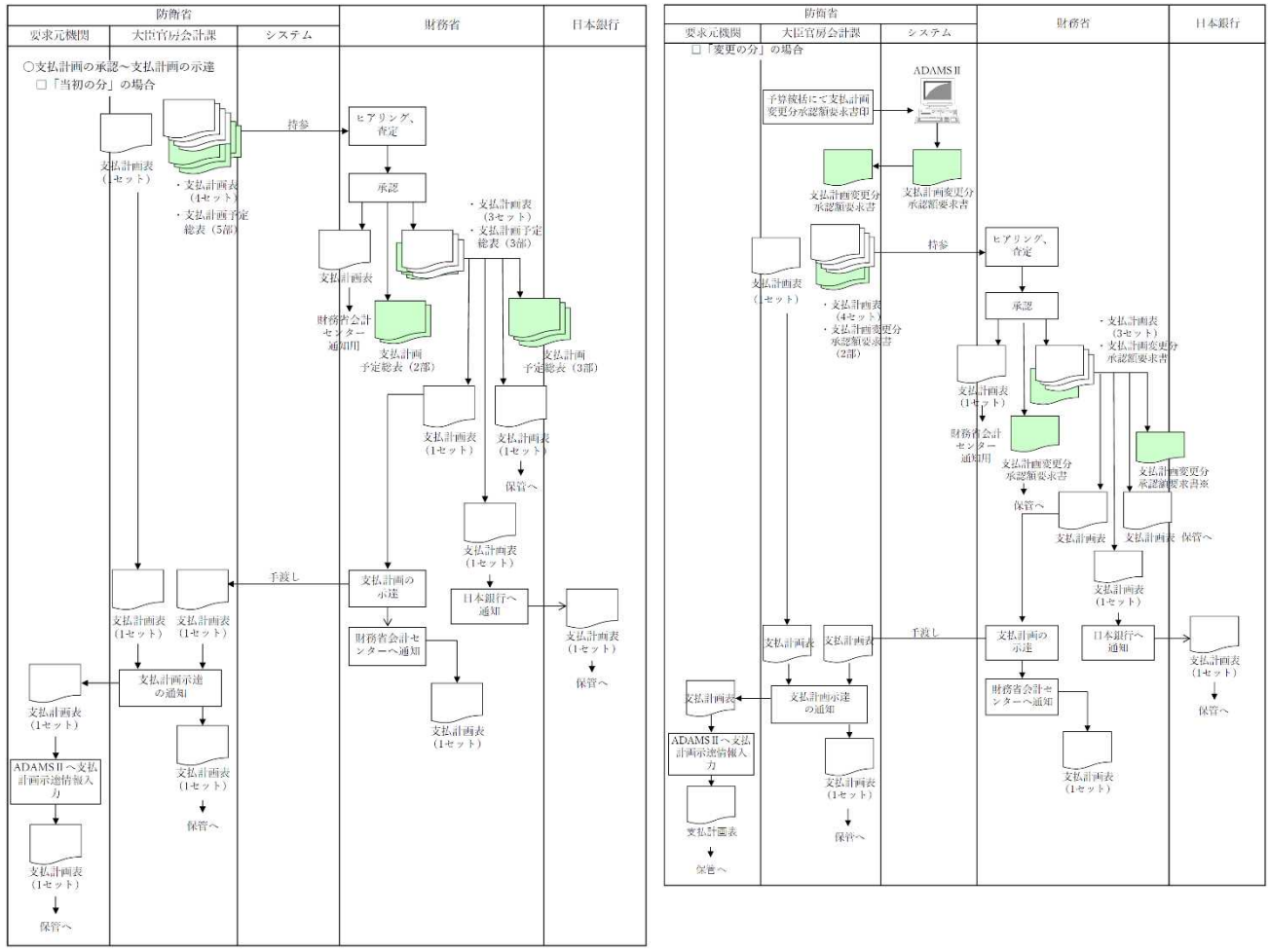
支出負担行為計画示達の業務フロー



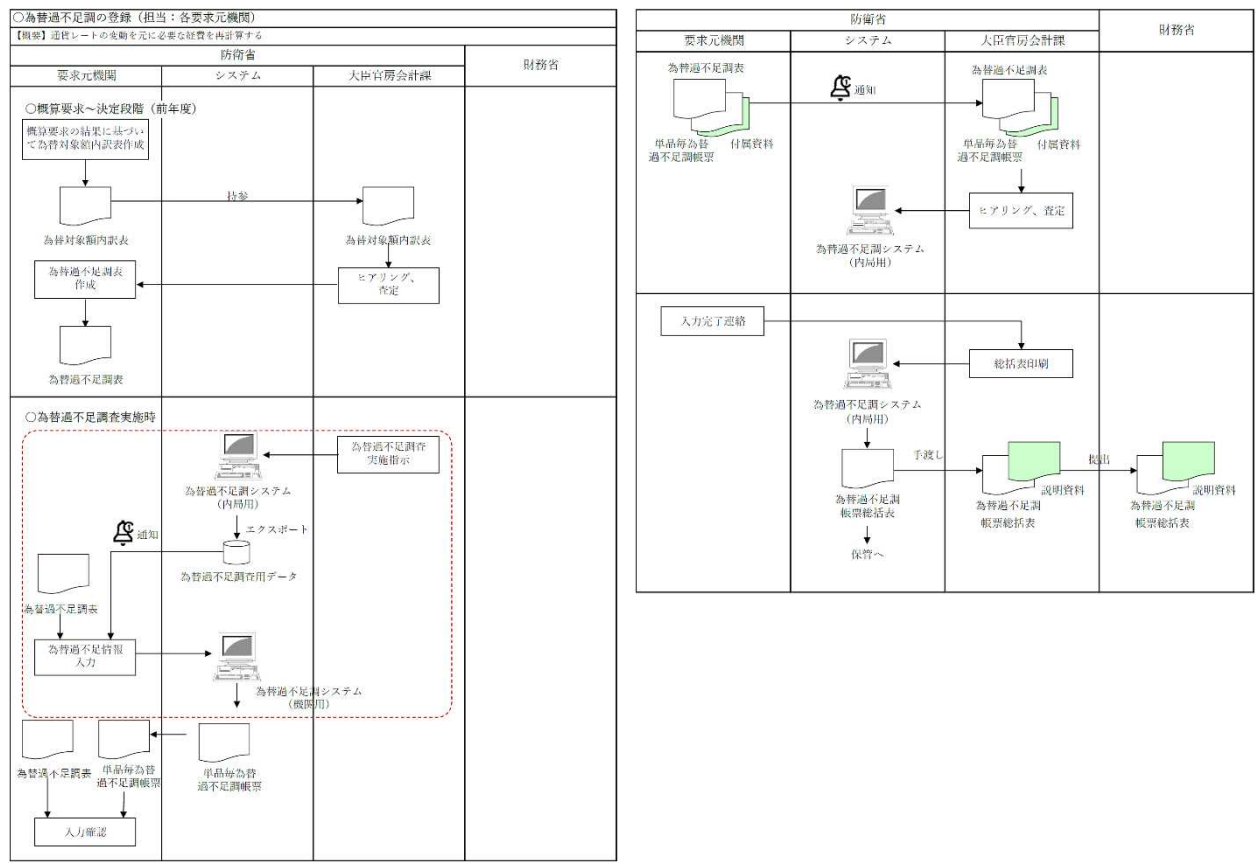
支払計画示達の業務フロー



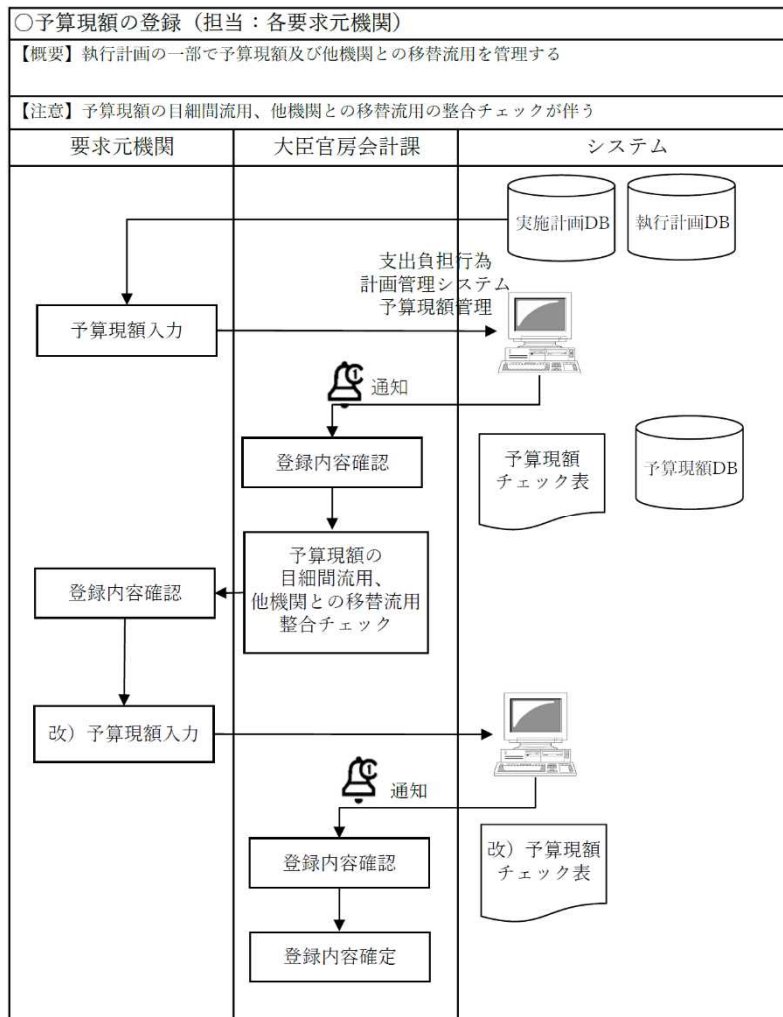
支払計画示達の業務フロー（続き）



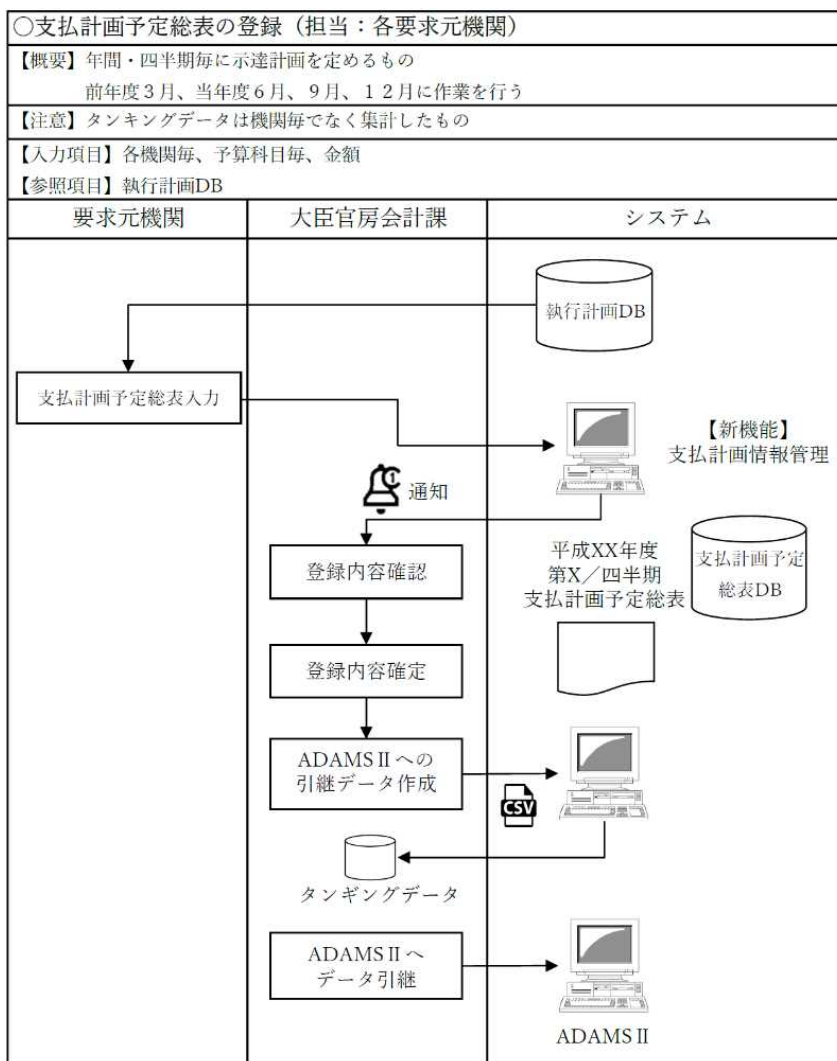
為替過不足調機能の業務フロー



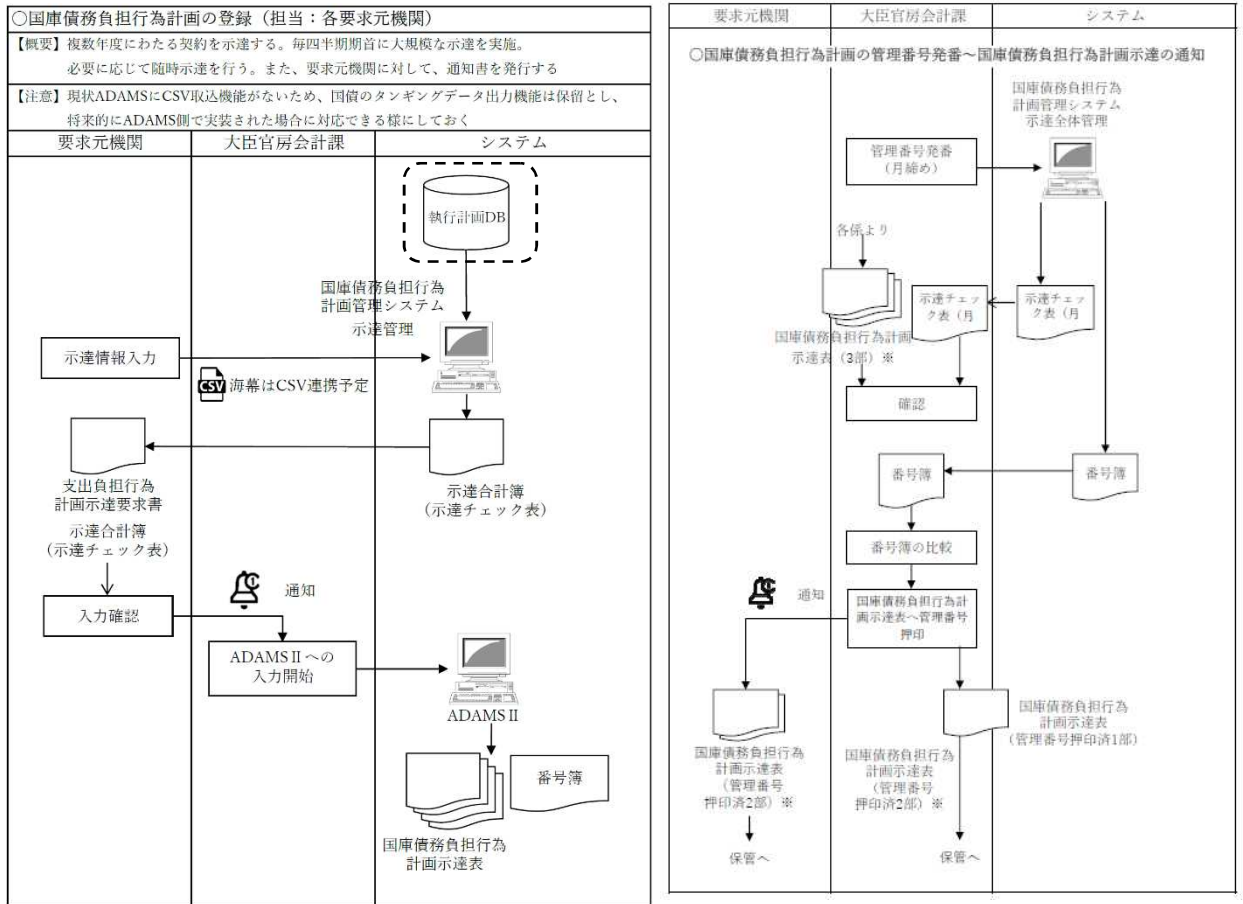
予算現額管理機能の業務フロー



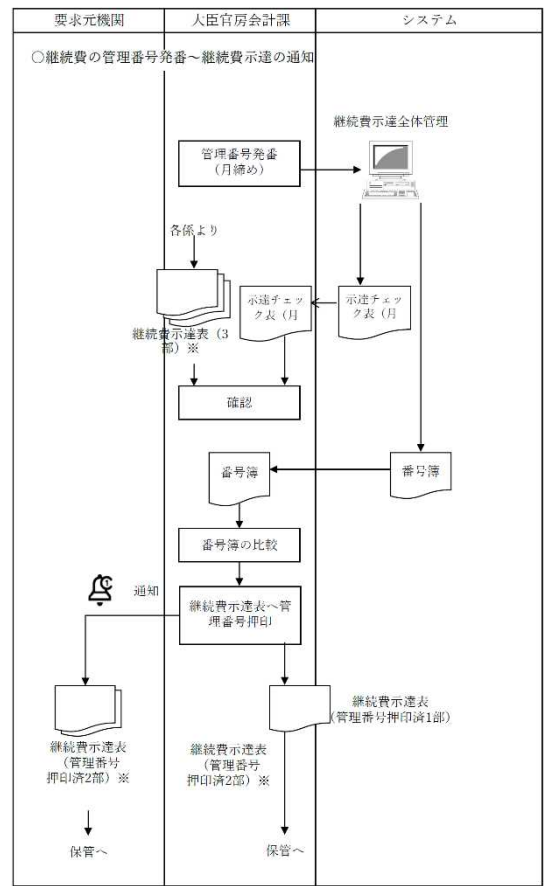
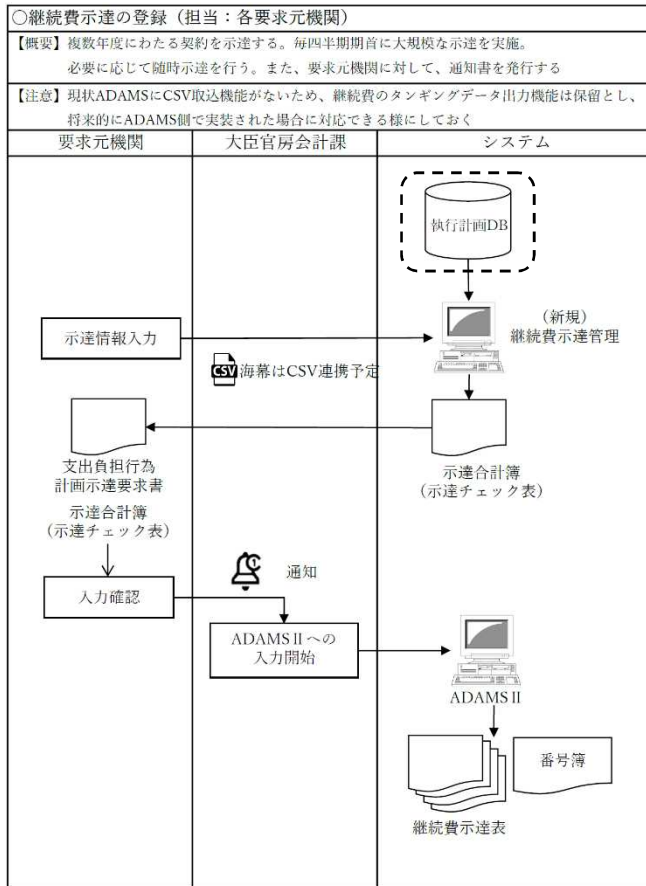
支払計画予定総表の業務フロー



国庫債務負担行為計画示達の業務フロー



継続費示達の業務フロー



情報セキュリティ指定書	発簡番号	—
	調達要求番号	—
	調達要求年月日	
	作成部課	大臣官房会計課
	作成年月	令和8年1月13日
品名	防衛省予算執行支援システムの保守等役務	
仕様書番号	—	

1 保護すべき情報の管理

契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。

2 保護すべき情報として指定された情報

連番	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項
1	ネットワーク・システム情報	IPアドレス、設計図、システム構成図、ネットワーク構成図及びアカウント情報（ID・PW等）	○設計等段階における検討中資料においても、保護すべき情報が類推される場合は保護の対象とする。 ○官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推できる場合は保護の対象とする。
2	各種ファイルデータ	ファイルサーバデータ、各端末類のローカルデータ及びセキュリティバックアップログ	
3	セキュリティ仕様	ファイアーウォール設定値、セキュリティパッチ適用状況及び管理者パスワード	
4	「注意」、「記入後注意」、「部内限り」、「非開示」、「一部開示」、「一部非開示」が記載された情報	-	

3 特記事項

細部については別途官側が指示する。